

番号	内容	関係条項
52	開発登録簿について	法第 46 条、第 47 条

開発登録簿は調書及び図面（土地利用計画図）から構成されています。

○調書の記載事項

- ・許可年月日、許可番号、許可を受けた者、開発区域面積、予定建築物の用途等

○図面の記載事項

- ・開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途等

土地利用計画平面図を閲覧することにより、区域内に所在する道路が、都市計画法に基づく開発許可を受けて、分譲地などの開発区域内に新設される道路（建築基準法第42条第1項第2号。いわゆる「開発道路」）であるかどうか確認できる場合があります。

（※）「敷地内の擁壁が開発許可を受けた際に造られたものか確認したい」という問い合わせが多く寄せられますが、申請時期の古いものは土地利用計画図が添付されておらず、開発登録簿で確認できるのは開発行為が完了した区域の地名地番のみとなっているため、開発登録簿では確認できません。擁壁を造られた当時の申請者等に確認してください。

■閲覧方法

1 閲覧場所

県庁 開発・盛土指導課（北棟7階）

※県土整備事務所や開発区域の所在する各市町村の都市計画部局では閲覧できません。必ず県庁の開発・盛土指導課までお越しください。

※開発区域が北九州市、福岡市、久留米市及び大任町に所在する開発登録簿は、各市町で調製していますので、閲覧の際は各市町までお問合せください。

2 閲覧が可能な日

県庁の開庁日

3 閲覧時間

9：00～12：00、13：00～16：30

※12：00～13：00は閲覧窓口を閉鎖しており、閲覧できませんのでご了承ください。

■開発登録簿の写しの交付方法について

開発登録簿の写しの交付を申請する場合は、開発登録簿の写しの交付請求書を提出してください。申請は閲覧窓口でのみ受け付けています（郵送での申請は受け付けていません。）。

写しの交付までに要する日数は3日から1週間程度です。即日での交付は対応しておりませんのでご了承ください。

※開発登録簿1件につき470円の手数料がかかります。

手数料は福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済により納付してください。